

「竜巻等突風対策局長級会議」報告（平成24年8月15日）フォローアップ

消防庁

IV. 竜巻等突風に対する住民、市町村及び国の今後の取組

1. 当面の取組－竜巻注意情報の活用－

(1) 竜巻等突風に対する住民及び市町村における当面の対応（記載省略）

(2) 住民及び市町村の当面の対応に向けた事前準備（記載省略）

(3) 国において直ちに実施すべき取組

① 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

○「竜巻などの激しい突風に関する気象情報の利活用について」（気象庁、改訂版平成22年3月）の地方公共団体等への再周知
 ・竜巻注意情報についてその精度や特徴を説明するとともに、情報の利活用方法について解説した本資料について地方公共団体等へ再周知を行う。

→ 竜巻等突風対策局長会議報告に沿って、人的被害を軽減させるための方策など竜巻等突風対策に取り組むよう依頼

→ 防災・危機管理担当部局長等意見交換会（平成25年5月30日開催）等において、竜巻等突風対策を含めた風水害対策の強化について依頼

② 防災担当者の竜巻等突風に関する理解の向上

○防災啓発資料の周知による、地方公共団体職員等に対する竜巻等突風時の対処方策についての普及啓発の推進

→ 防災教材「チャレンジ！防災48」、「防災・危機管理e-カレッジ」、「消防大学校学生用e-ラーニング」による普及啓発の推進

③ 竜巻注意情報の住民への適切な情報伝達に関する対応

○地方公共団体における住民に対する情報伝達手段の整備に関する基本的な考え方の作成

・防災行政無線、緊急速報メール等の住民への多様な伝達手段の特徴（情報の受け手別の伝達の有効性、伝達範囲の広狭、耐災害性等）を踏まえて、情報伝達手段の多重化・多様化、迅速性に優れた情報伝達手段の確保等の地方公共団体における住民に対する情報伝達手段の整備に関する基本的な考え方について、早急に取りまとめる。

→ 防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティ放送、ケーブルテレビ等の情報伝達手段について、情報の受け手、伝達範囲、情報の分かりやすさ、気象条件の影響などの項目毎に特徴を整理した上で、できるだけ多くの住民に災害関連情報を伝達する観点から、それぞれの手段の特徴を踏まえ、できるだけ複数の手段を組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な情報伝達手段を整備することが必要という情報伝達手段の整備に関する基本的な考え方を提示

→ 避難勧告等の伝達において、防災行政無線などあらゆる手段を適切に活用し、迅速、的確に伝達すること、特に緊急速報メールは、住民に防災情報を提供するために非常に有効であり、既に約7割の市町村において活用されていることから、まだ活用していない市町村においては速やかに通信事業者と契約を締結し、活用することについて助言

IV. 竜巻等突風に対する住民、市町村及び国の今後の取組

2. 中期的な取組（1～2年程度を目途に一定の成果）

(1) 竜巻注意情報等の予測精度を向上させるための方策

① 現在の竜巻注意情報等の予測精度向上に向けた取組

② 竜巻等突風を予測する情報の更なる精度向上等に向けた研究・開発

③ 竜巻等突風の日撃情報の活用

○米国等において運用されている竜巻等突風の日撃情報のボランティアによる通報者（スポッター）制度を参考に、日本における竜巻等突風の特徴を踏まえ、公的機関の職員等からの信頼性の高い日撃情報の組織的な収集、収集した情報を竜巻注意情報や住民への警戒の呼びかけ等に活用するための実用的な仕組みについて検討し、日撃情報収集のシステム構築、試験運用を実施する。

→ 気象庁と連携し、竜巻等突風の発生に関する情報の消防本部から気象台への提供の試行について、茨城県及び栃木県へ協力を依頼

④ 竜巻の強さ（藤田スケール）の評定に関する改善

(2) 人的被害を軽減させるための方策

① 住民に対する適切な情報伝達及び住民の適切な対処行動の推進

○地方公共団体における住民への情報伝達手段の整備等の促進
・住民への確実かつ迅速な災害情報の伝達を目指し、住民に対する情報伝達手段の整備に関する基本的な考え方（再掲）を踏まえ、地域の実情に応じた地方公共団体における情報伝達手段の整備等の促進を行う。

→ 地方公共団体におけるJアラートの整備や防災行政無線のデジタル化の推進について、予算や地方債により支援を実施

→ 竜巻注意情報の精度が上がった場合は、Jアラート自動起動の実施を検討

② 防災担当者の竜巻等突風に関する理解の向上

○防災啓発資料の更新・周知による、地方公共団体職員等に対する竜巻等突風時の対処方策についての普及啓発の推進

○災害対応にあたる地方公共団体職員に対する研修の推進

→ 防災教材「チャレンジ！防災48」、「防災・危機管理e-カレッジ」、「消防大学校学生用e-ラーニング」による普及啓発の推進

(3) 物的被害を軽減させるための方策

(4) 被災者支援に関する取組